

意匠審査便覧

令和5年12月改訂

特許庁審査第一部意匠課

意匠審査基準室

はじめに

意匠審査便覧は、審査官が意匠登録出願の審査を行うにあたって必要となる手続的事項や留意事項をまとめたものである。平成14年1月の全面改訂以降、法令改正や意匠審査基準の改訂等に伴い一部改訂を行ってきた。

今般、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（令和5年6月14日法律第51号）による改正特許法が令和6年1月1日に施行されることに伴い、本意匠審査便覧のパリ条約による優先権に関する記載について見直しを行った。また、付属書Aに2. 意匠法第4条第1項の規定を適用するための要件に関する参考審判決例集を追加した。

今後も意匠制度の改正や審査業務手続の変更等に応じて、適宜改訂を行う予定である。

令和5年12月
特許庁審査第一部意匠課
意匠審査基準室

凡 例

1. 分類票数について

00から99に至る100個の2桁の数字を分類の基本票数とし、この基本票数は、それぞれ一つのまとまった事項を表示することとした。

この基本票数につづく2桁の数字は、説明事項の形成順序を示す票数であり、前後の2桁の数字の間に. を記して1個の分類票数を構成することとした。

2. 本文中の「(→分類票数)」は、本便覧中のその箇所を参照せよとの表示であり、「(→主分類票数) ……例(→主10.05)」は、その事項に関する主たる記載箇所であることを示す。

なお、前記かっこ内の票数が基本票数の2桁数字のみで示されているものは、その基本票数の項全体を参照せよとの表示である。

また、意匠審査基準、方式審査便覧等を参考文献として掲げる場合は、その該当箇所においてその名称及び分類票数を表示する。

3. 略記表示について (例示)

意1条1項3号	意匠法第1条第1項第3号
意施法3条	意匠法施行法第3条
意施令	意匠法施行令
意施2条	意匠法施行規則第2条
意登	意匠登録令
意登施	意匠登録令施行規則
特4条	特許法第4条
特施令	特許法施行令
特施5条	特許法施行規則第5条

特登	特許登録令
特登施	特許登録令施行規則
実6条	実用新案法第6条
パリ条約	工業所有権の保護に関するパリ条約
設置法	経済産業省設置法
組織令	経済産業省組織令
民7条	民法第7条
民訴8条	民事訴訟法第8条
[準]	準用規定

(例)

意15条1項 [準] 特37条……意匠法第15条第1項において準用する

特許法第37条

意匠審査便覧分類表

00 一般	10 出願諸手続	20 審査	30 補正	40 拒絶の理由の通知
01	11 願書	21	31 要旨の変更	41
02	12 創作者、意匠登録出願人	22	32 補正の却下	42 新規性
03	13 代理	23	33 補正後の意匠についての 新出願	43
04 期間	14 出願日	24	34 補正の取扱い	44 先後願、同日出願
05	15 優先権	25	35	45
06	16 出願の取下げ 無効 放棄	26	36	46
07	17 分割	27	37	47
08	18 変更	28	38	48
09	19	29	39	49

50 査定	60 公報	70 審査資料	80	90 その他
51	61	71	81	91
52	62	72	82	92
53	63	73	83	93
54	64	74	84	94
55	65	75	85	95
56	66	76	86	96
57	67	77	87	97
58	68	78	88	98
59	69	79	89	99

目 次

< 0 4 期 間 >

< 1 0 出願諸手続 >

< 1 1 願 書 >

< 1 2 創作者、意匠登録出願人 >

< 1 3 代 理 >

< 1 4 出願日 >

[14.03 分割前の意匠登録出願の最初の願書及び願書添付の図面に記載された意匠の範囲外のものを要旨とする分割による新たな意匠登録出願の出願日とその取扱い](#)

[14.03.01 変更による新たな意匠登録出願が、もとの出願の意匠の要旨を変更している場合の、変更出願の出願日とその取扱い](#)

< 1 5 優先権 >

[15.02 パリ条約又はパリ条約の例による優先期間](#)

[15.03 パリ条約による優先権等の主張の手続](#)

[15.06 パリ条約による優先権等の主張を伴った特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願に変更された場合の優先期間の取扱い](#)

[15.07 パリ条約による優先権等の主張の効果の認否における意匠の同一についての判断](#)

< 1 6 意匠登録出願の取下げ、無効、放棄 >

< 1 7 分 割 >

[17.02 分割による新たな意匠登録出願と同時にもとの意匠登録出願の補正がなされない場合のもとの意匠登録出願の取扱い](#)

[17.03 意匠登録出願の分割をする場合、もとの意匠登録出願についての必要な補正の取扱い](#)

[17.16 経済産業省令で定めるところにより意匠ごとに出願された意匠登録出願を、物品、建築物又は画像の構成部品ごとに分割した場合のその出願の取扱い](#)

< 18 変 更 >

- [18.01.03 出願の変更における新たな意匠登録出願についての新規性の喪失の例外の規定の適用について](#)
- [18.01.04 出願の変更における新たな意匠登録出願についてのパリ条約による優先権等の主張の規定の適用について](#)
- [18.02 変更出願における出願日の遡及の取扱い](#)
- [18.11 一特許出願又は一実用新案登録出願が二以上の意匠登録出願に変更された場合の取扱い](#)

< 30 補 正 >

< 31 要旨の変更 >

- [31.02 異法域から出願変更された意匠登録出願に補正があった場合の要旨の変更についての判断](#)
- [31.03 パリ条約による優先権等の主張を伴った意匠登録出願に補正があった場合の要旨の変更についての判断](#)

< 32 補正の却下 >

- [32.01.02 補正の却下の決定に記載する意匠に係る物品](#)
- [32.02 補正の却下の決定に対する意匠登録出願人の対応](#)
- [32.06 補正命令に対する補正が、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである場合の取扱い](#)
- [32.07 補正の却下の決定に対して意匠登録出願人が応答しない場合の当該意匠登録出願の取扱い](#)

< 33 補正後の意匠についての新出願 >

< 34 補正の取扱い >

- [34.01 願書の記載又は願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い](#)

< 4 2 新規性 >

[42.01 公然知られた意匠の取扱いについて](#)

[42.02 頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠の取扱いについて](#)

[42.47 意匠登録出願前に公開した模様に基づいて意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする場合について](#)

< 4 4 先後願、同日出願 >

[44.04 意匠登録出願の変更と意匠法第9条との関係](#)

[44.05 同一出願人により同日に出願された二以上の意匠登録出願についての意匠法第9条及び第10条第1項の適用について](#)

[44.06 同一出願人により異なった日に出願された二以上の意匠登録出願についての意匠法第9条及び第10条第1項の適用について](#)

< 5 0 査 定 >

付属書

[付属書 A 「意匠審査基準」参考審判決例集](#)